

オーガニック・エコ農と食のネットワーク 規約

平成 28 年 7 月 16 日 制定

平成 29 年 7 月 28 日 改正

(名称)

第 1 条 本会は、オーガニック・エコ農と食のネットワーク（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、国産のオーガニック・エコ農産物に関わる産学官の様々な関係者・関係機関が「ゆるやか」に連携する場であり、新たなビジネス展開に向けた「プラットフォーム」として、必要な情報交換や技術連携等を行うとともに、こうしたことを通じて新たな取組を喚起し、あわせて、これらの取組内容を国内はもちろん国際社会に向けて発信することで、国産のオーガニック・エコ農産物の生産・市場の拡大に寄与することを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 国産オーガニック・エコ農産物に係るビジネス展開等に向けた情報・技術の収集・分析及び共有に関する事
- (2) 国産オーガニック・エコ農産物の生産と市場の拡大に関する事
- (3) 国産オーガニック・エコ農産物に係る生産者・実需者・消費者に対する理解増進に関する事
- (4) 会員間の連携に関する事
- (5) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催を契機とした取組に関する事
- (6) その他目的を達するために必要な事に関する事

(会員)

第 4 条 会員は、本会の目的に賛同する生産者、流通業者、実需者（中食・外食業者、小売業者、製造・加工業者等）、広報関係者、農業者、消費者、大学、行政等の個人又は団体の関係者より構成する。

2 会員は、第 10 条の入会手続きに基づき登録申請を行い、第 7 条に掲げる幹事会の確認を得て、追加することができる。

(役員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 代表幹事を 1 名置く。代表幹事は、会務を総括する。
- (2) 副代表幹事を若干名置く。副代表幹事は、代表幹事を補佐する。
- (3) 幹事を若干名置く。幹事は、会の運営に必要な企画・立案等を実施する。
- (4) 参与を若干名置く。参与は、幹事会に対して助言・支援する。参与は、代表

幹事が任命する。

(5) 顧問を若干名置くことができる。顧問は、会全体に対して助言する。顧問は、代表幹事が任命する。

(6) 代表幹事、副代表幹事及び幹事は、原則として3年毎に、会員の中から総会において選任する。

(総会)

第6条 本会に、総会を置く。

2 総会の構成員は、役員及び会員とする。

3 本会の推進に必要と認められる場合には、前項の構成員に加え、学識経験者等の参加を求めることができる。

4 総会は、原則として年1回以上開催することとし、次の事項を取り扱う。

(1) 本会の推進に係る情報交換

(2) 第8条のプロジェクトに実施状況に係る情報交換

(3) 代表幹事、副代表幹事及び幹事の選任

(4) 第12条の規約の改正の承認

(5) その他

5 総会の庶務は、事務局が行う。

(幹事会)

第7条 本会に、幹事会を置く。

2 幹事会の構成員は、代表幹事、副代表幹事及び幹事とする。

3 参与は、幹事会に出席し、意見を述べるができる。

4 幹事会は、次に掲げる事項を協議し、決定する。

(1) 本会の運営に関する事項に関すること

(2) 会員の入退会に関すること

(3) プロジェクトの設置に関すること

(4) 第12条に掲げる規約の改正案を総会に提案すること

(5) その他、本会の運営のために必要なこと

5 幹事会の庶務は、事務局が行う。

(プロジェクト)

第8条 本会に、幹事会の承認を得て、各種課題解決に向けたプロジェクトを設置する。会員は、任意に、一又は複数のプロジェクトに参加することができる。

2 プロジェクトにおいて生じたアイデア、ノウハウ等の知的財産権については、原則として当該アイデア、ノウハウ等を創作した者に帰属する。

(事務局)

第9条 本会に、事務局を置く。

2 事務局は、本会の庶務を行う。

3 事務局は、大学等の関係機関とも連携しながら、「オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業」の実施主体である次代の農と食を創る会及び農林水産省生産局農業環境対策課が担うものとする。

(入会手続き等)

第10条 本会への入会を希望する者は、「登録申請書」を事務局に提出する。事務局は、幹事会の確認を得た上で登録を行う。

2 本会からの退会を希望する者は、「退会届」を事務局に提出する。事務局は、幹事会に報告した上で登録を削除する。

3 幹事会は、会員が、本会の目的に明らかに反するような行為を行ったと認められる場合や、他の会員又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められる場合には、参加登録を取り消すことができる。

(会議の開催等)

第11条 本会の会議は、必要に応じ随時開催する。

2 会議は、代表幹事又はその委任を受けた者が招集する。

3 会議の議事は、自由な意見交換を担保する観点から非公開とする。

(規約の改正)

第12条 本規約を改正する場合は、幹事会が改正案を総会に提案し、総会の承認を得なければならない。

(個人情報の取扱)

第13条 会員及び事務局は、本会の活動により入手した会員の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、これに関連する法令及びガイドラインに基づき適切に管理する。

(その他)

第14条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、幹事会がこれを定める。

附則 本規約は、平成29年7月28日より施行する。

附則

1 本規約は、平成28年7月16日より施行する。

2 本会の設立当初の役員は、第5条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、平成32年9月30日までとする。

3 前項の任期の間において、必要があれば、第5条に規定する手続きを経て、役員を追加することができる。

(別紙)

役員名簿

代表幹事

小川 孔輔 法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科 教授

副代表幹事

福島 徹 株式会社福島屋 代表取締役会長

奥田 政行 株式会社オール・ケッチャーノ 代表取締役

幹事

小野 邦彦 株式会社坂ノ途中 代表

勝又 多喜子 株式会社博報堂 ビジネスプロデューサー

酒井 理 法政大学キャリアデザイン学部 教授

高橋 勉 NPO日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会 理事長

竹川 麻衣子 さいのね畑

田中 慶一 フード・アクション・ニッポン推進本部 事務局長

玉造 洋祐 有限会社ユニオンファーム 代表

千葉 康伸 NO-R A～農楽～ 代表

西辻 一真 株式会社マイファーム 代表

新田 美砂子 有限会社コートヤード 代表

参与

井村 辰二郎 株式会社金沢大地 代表

佐々木 陽悦 有限会社たじりエコベジタブル 代表取締役

江川 淳 パルシステム生活協同組合連合会商品開発本部 産直部長

下山 久信 農事組合法人さんぶ野菜ネットワーク 事務局長

武内 智 合同会社シェアガーデン 代表社員

徳江 倫明 一般社団法人フードトラストプロジェクト 代表

山下 一穂 株式会社山下農園 代表